



日 歯 発 第 1 9 号  
令 和 2 年 4 月 8 日  
( 総 務 課 扱 い )

都道府県歯科医師会会長 各位

公益社団法人 日本歯科医師会  
会 長 堀 憲 郎  
( 公 印 省 略 )

### 緊急事態宣言を受けて

平素より本会会務の運営に、また新型コロナウイルス感染症対策に、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

ご承知の通り昨日4月7日に緊急事態宣言が発令されました。特に緊急事態宣言の対象となった地域の皆様には、更なるご苦労や不安が生じるものと拝察いたしますが、この発令は「医療現場の機能不全の抑止」が大きな趣旨になっており、私たちもその趣旨を踏まえて行動していきたいと存じます。

日本歯科医師会は、感染拡大が急激に進んでいることに鑑み、既に4月3日に添付の内容を都道府県歯科医師会宛に送付し、お願いをしているところであり、今回の宣言発令を踏まえて、改めてその内容について周知、徹底をお願い致します。

4月3日の同連絡にある通り、歯科医療現場では、これまで歯科診療を核とした院内感染等の報告が1例も無く、これは歯科医療機関での精一杯の対応の結果であると、会員の皆様のご尽力に感謝申しあげるとともに、今回の発令を踏まえて、更なる取り組みをお願いするところです。

また、歯科医療、口腔機能管理の停滞や縮小による、国民、高齢者、特に介護施設の入居者等の全身の健康への影響が懸念されます。かかりつけ歯科医として、国民や関係者等への口腔健康管理の意識喚起もお願いしたいと考えます。

日本歯科医師会事務局も既にテレワークや、勤務時間の短縮等の徹底で機能が縮小しておりますが、役職員一同工夫をこらし、会員の皆様と情報共有をしつつ、必要な対応を進めて参ります。

会員の皆様には、改めてご理解とご協力をお願い申し上げます。

(添付資料)

1. 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うお願い (新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡・令和2年4月3日付)
2. 歯科診療における新型コロナウイルス感染症に対する留意点について (第2報) (一般社団法人日本歯科医学会連合新型コロナウイルス感染症対策チーム・令和2年4月3日)
3. 歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための院内感染対策について (厚生労働省医政局歯科保健課事務連絡・令和2年4月6日付)

事務連絡  
令和2年4月3日  
(医療管理・情報管理課扱い)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日本歯科医師会  
新型コロナウイルス感染症対策本部

### 新型コロナウイルス感染症拡大に伴うお願い

平素より本会会務運営に特段のご理解とご協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、標記感染症拡大問題については、3月30日付の事務連絡にてお知らせをしたところですが、その後も拡大は広がる状況が続いております。このことを踏まえて、特に感染拡大の大きな地域の歯科診療所等には次のことをお願い致します。

尚、各地域により感染拡大の状況は大きく異なることから、地域の実情、歯科医療機関の体制に即して対応をご検討頂ければ幸いです。また、今後の更なる爆発的感染拡大にも備えて頂ければと存じます。

1. 緊急性が少なく、延期しても問題が少ない治療、定期健診、訪問診療等は延期もご検討ください。

ただし、例えば歯周病等の重症化予防のための定期管理が延期されることは、全身状態の悪化にも繋がることから、延期の際には、電話等で患者さんに必要な指導を行い、指導内容等は記録に留めるようお願いいたします。訪問歯科診療についても同様です。特に介護施設や在宅等で、歯科口腔衛生状態の低下による誤嚥性肺炎の発症等が懸念されますので、電話等での施設、患家との連携、指導等もお願いいたします。

2. 診療を行う場合は、不顕性の感染者の来院があることを想定し、次のことにご留意ください。

1) 学会等の見解を踏まえ、エアロゾルの発生する切削器具、スケーラー等

の使用については最小限にとどめると共に、有効とされている口腔外バキュームの併用、ラバーダム等の活用をお願いします。

※エアロゾルへの対応については、日本歯科医学会連合並びに日本歯科口腔外科学会からも見解が示されました。

- 2) 感染の疑いのある患者さんの識別に向け、受診者に対しての検温も行うとともに「味覚障害」「嗅覚障害」の症状も参考としてください。
- 3) 待合室の待機患者数を減らすようアポイント調整をお願いするとともに、待合室、診療室の換気の徹底をお願いします。

歯科医療現場では、これまで歯科診療所を核とした感染拡大の報告がなく、これは困難な状況下で全国の歯科医療機関が精一杯の対応をされている結果と、心から感謝申し上げます。

特定の地域限定であっても、歯科医療の縮小による国民の全身の健康への影響を懸念いたしますが、更なる感染機会の増加を防ぎ、歯科医療機関スタッフの健康と生命を守り、コロナウイルス感染終息後の地域の歯科医療、歯科口腔保健提供体制の維持の為に、何卒ご理解とご協力をお願いします。

2020年4月3日

(一社) 日本歯科医学会連合  
新型コロナウイルス感染症対策チーム

## 《 対策情報 その2 》

歯科診療における新型コロナウイルス感染症に対する留意点について (第2報)

### 1 感染経路について

コロナウイルスの感染経路は飛沫感染、接触感染が基本です。新型コロナウイルスも主な感染経路は同様であるとされていますが、相対的に密閉された空間で長時間高濃度の汚染されたエアロゾルに曝露した場合には、エアロゾルによるウイルスの伝播が起こりうる1)と考えられます。そのため、スタンダードプレコーション(標準予防策)2)に加えて感染経路予防策を考慮しなければなりません。

### 2 エアロゾル感染について

本感染症の感染経路については、「エアロゾル感染」という表現が注目されています。「エアロゾル」の定義は国により異なる部分がありますが、「気体中に浮遊する微小な液体または固体の粒子」を指します。わが国で感染経路別予防策は、「接触感染」、「飛沫感染」、「空気感染」に分類されています。飛沫感染は、感染患者さんのくしゃみ、咳、会話などで放出された病原体を含む飛沫(5 $\mu$ m以上)が口腔粘膜、鼻粘膜結膜などに付着することにより感染します3)。空気感染は飛沫核感染とも表現され、病原体を含んだ飛沫が乾燥してさらに微小な(5 $\mu$ m以下)飛沫核となり空気中に浮遊し、それを吸入することにより感染します3)。閉鎖空間に浮遊したウイルスを除去するために定期的な換気を実施し、複数の患者さんの診療を同時に行わない、一人一人の治療の間隔をあけるなどの医療機関の規模に応じた対応が必要です。さらに、SARS-CoV-2は銅表面に4時間、ステンレス表面に48時間、プラスチック表面に72時間生存していた4)ことから、接触感染を考慮した手袋やガウンの装着、手の触れる場所の消毒や手洗いは極めて重要です。

### 3 歯科診療における対応

～新型コロナウイルス感染症が疑われる患者さんが受診した場合の留意点～

歯科治療では、エアロゾル発生に注意しなければいけない手技が用いられます。そのため従前より、スタンダードプレコーション(標準予防策)が励行されてきました。SARS-CoV-2(新型コロナウイルス感染症の原因病原体)はエアロゾル内に3時間生存することが報告されています。4)

不顕性感染や潜伏期間中の感染者からウイルス排出の可能性のあることや、新型コロナウ

イルス感染の疑われる患者さんに対して N95 マスク等の感染防護具を準備できない場合が多いことを考慮して、エアタービンやハンドピース、超音波スケーラー等を使用した処置は回避し、応急処置にとどめることや、場合により当該治療の延期などを検討すべきです。また、エックス線検査が必要な場合に、口内法は咳やむせを誘発しないように細心の注意を払う必要があります。また、可能な場合は、パノラマエックス線撮影などの口外法で対応を検討したほうが良いでしょう。

緊急を要しないと診断した場合には、極力観血的な治療等は延期し、投薬などの対応を考慮すべきです。

文献

1)

Diagnosis and Treatment Protocol for Novel Coronavirus Pneumonia (Trial Version 7), National Health Commission & State Administration of Traditional Chinese Medicine, 2020 March 3.

2)

小林隆太郎：院内感染対策、日本歯科医師会雑誌第 71 巻第 6 号別冊、東京、平成 30 年 9 月。

3)

「新型インフルエンザ対策ガイドライン（フェーズ 4 以降）」（平成 19 年 3 月 26 日、厚生労働省新型インフルエンザ専門家会議）

4)

Neeltje van Doremalen et al: Aerosol and Surface Stability of SARS-CoV-2 as Compared With SARS-CoV-1, N Engl J Med Online ahead of print, 2020 Mar 17.

事務連絡  
令和2年4月6日

各  
〔 都 道 府 県  
保健所設置市  
特 別 区 〕  
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局歯科保健課

歯科医療機関における新型コロナウイルスの感染拡大防止のための  
院内感染対策について

歯科医療機関における院内感染対策については、「歯科医療機関等に対する院内感染に関する取り組みの推進について（周知依頼）」（令和元年11月22日付け医政歯発1122第1号厚生労働省医政局歯科保健課長通知）等において、必要な取り組みを行うよう依頼してきたところですが、今般、新型コロナウイルスについて、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において出された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。）を受けて、新型コロナウイルスによる感染拡大防止の観点から、下記の点に留意していただくよう、貴管下の歯科医療機関に周知していただくようお願いいたします。

記

1 標準予防策の徹底について

歯科医療に関連する一般歯科診療時の院内感染の予防策については、「一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針（第2版）」を厚生労働省ホームページにおいて公表していることから、参考にすること。

2 歯科診療実施上の留意点について

新型コロナウイルスについては、飛沫感染が主体と考えられており、標準予防策に加え、接触感染予防策、飛沫感染予防策が必要である。歯科診療においては、唾液等の体液に触れる機会が多いことや歯の切削等によりそれらが飛散することがあるなどの特性に鑑み、感染拡大防止のため、以下の点に特に留意すること。

- (1) 歯科診療の実施前に、患者の状態について、発熱や咳などの呼吸器症状の有無や海外渡航歴等について確認すること。新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合については、速やかに「帰国者・接触者相談センター」にご相談いただくよう、患者に伝えること。
- (2) 診療室の定期的な換気を実施するとともに、診療の内容に応じて、感染リスクを減らすための対策を適切に行うこと。なお、歯科医師の判断により、応急処置に留めることや、緊急性がないと考えられる治療については延期することなども考慮すること。
- (3) 歯科診療を行う上での留意点については、関連学会から考え方が示されているので参考にすること。

(参考)

- 厚生労働省 HP 新型コロナウイルス感染症について  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614803.pdf>
- 一般歯科診療時の院内感染対策に係る指針(第2版)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000510349.pdf>
- 日本歯科医学会連合  
新型コロナウイルス感染症について 歯科医師のみなさまへ  
[http://www.nsigr.or.jp/coronavirus\\_dentists.html](http://www.nsigr.or.jp/coronavirus_dentists.html)